

＜熊本県市町村職員研修協議会主催＞
市町村新規採用職員研修（文書事務）における質問への回答

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課

質問

所属の市では、市長が意思決定するもののみが「決裁」であり、他の部長等が意思決定するものは「専決」とであると説明を受けた。

テキストのP7の決裁区分欄の説明では、知事以外の者が行う場合であっても、「決裁」とされるようであるが、どのように考えればよいのか。

質問日 平成31年（2019年）4月24日（水）

回答

熊本県庁処務規程第2条第1号において、「決裁」は「知事の権限に属する事務について最終的に意思を決定することをいう。」、また同条第2号において、「専決」は「知事の補助機関が、知事の権限に属するあらかじめ定められた範囲の事務について、常時知事に代わって決裁することをいう。」と定義しています。よって、県では、知事以外の者が最終的に意思決定することも「決裁」としています。

なお、テキストのP7の決裁区分欄の説明は、P6に掲載している起案用紙の決裁区分欄に記載する最終決裁権を持つ者を記載する旨を説明しているものです。

回答日 令和元年（2019年）5月10日（金）